

議案第百号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項各号列記以外の部分中「百分の二十五」を「百分の十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十」に改める。

付則第四項を削る。

別表(一)中「一、一二五、〇〇〇円」を「一、一二一、〇〇〇円」に、「九〇五、〇〇〇円」を「九〇二、〇〇〇円」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百

五十」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- 二 第一条中別表(一)の改正規定 平成二十三年一月一日
- 三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

（説 明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定するため、本案を提出いたします。